

## 南箕輪村土地開発公社経営健全化方針

## 1. 作成年月日及び作成担当部署

- 作成年月日 令和7年3月31日
- 作成担当部署 南箕輪村財務課財政係

## 2. 第3セクター等の概要

- 法人名 南箕輪村土地開発公社
- 代表者名 理事長 藤城栄文
- 所在地 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
- 設立年月日 昭和50年3月7日
- 資本金 3,500千円
- 【南箕輪村の出資額（出資割合）3,500千円（100%）】
- 業務内容 公共用地、公益用地等の取得・管理・処分

## 3. 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

南箕輪村土地開発公社（以下「公社」という）の令和5年度決算の状況は、経常損失3,151千円、当期純利益42,216千円、年度末の負債合計は700,000千円で、債務超過の状態である。

この要因は、伊那中央保健衛生施設組合（現在の伊那中央行政組合であり、以下「施設組合」という）から焼却灰受入用地確保の依頼を受け、公社が住宅地造成を予定していた土地（のちの南原住宅団地）を提供していた経過がありその後、焼却灰の最終処分について処理を行い、平成元年に公社が造成した南原住宅団地において、平成19年にその敷地内に一般廃棄物焼却灰が埋め立てられていたことが判明し、現行制度に基づくダイオキシン対策として公社が当該土地の住宅等の取得及び家屋の解体を経て、灰の除去工事を行い総額で10億円を超える費用を要したためである。

平成30年6月に工事は終了したが、その後、公社で土地の再造成を行い、令和2年1月から分譲を開始したが、令和3年8月に販売した分譲地から再び焼却灰が確認された。

確認された場所については、産廃特措法の基本方針、施工ガイドライン及び土壤汚染対策法を参考にボーリング調査を行い、当時は適切な調査が行われたと考えるが、結果として再び焼却灰が発見された。

そのため、南箕輪村から借入を行い、公社で焼却灰の除去、地権者への補償を行った。費用については総額約159,000千円である。

#### 4. 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

前述のとおり南箕輪村が焼却灰受入用地として当該土地を施設組合に提供した経過があることから、焼却灰の除去工事等に伴う負債の解消は今回の除去費用も含めて南箕輪村が担うことが適当であるとした。ただし、負債額が多額であるため短期間での返済は困難であり、南箕輪村の財政状況に鑑み、財政負担の平準化を計り、予算の範囲内で南箕輪村が公社へ返済が終了するまで毎年補助金を交付することとなった。なお、このことについては公社理事会並びに南箕輪村議会にも報告し、了承を得ている。

平成19年に発覚した焼却灰除去工事は平成30年6月に完了し、焼却灰除去後の土地の再造成工事は令和元年9月に完了した。令和3年8月に発覚した焼却灰除去工事については令和4年10月に完了している。

なお、南原住宅団地以外の公社所有の完成土地については債務超過の要因となる負債は現在のところ無い。今回の工事等で再び焼却灰関係の負債が可能な限り増えないよう徹底していくことで経営の健全化に取り組む。

負債の返済が終了するまでは公社の存続は必要であるが、返済後の在り方については今後検討していく。

#### 5. 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

南箕輪村から公社へ毎年50,000千円を交付し、それを財源として負債の返済を進め、令和19年度には全ての負債を返済する計画である。計画の詳細は別紙のとおり。